

消費者庁消費者制度課 意見募集担当 御中

メールアドレス i.tekikaku@caa.go.jp

FAX : 03-3507-9283

件名：適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見

(フリガナ) 氏名	リジチョウ ヨシオカ カズヒロ 理事長 吉岡 和弘
住所	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号室
所属	(会社名) (フリガナ) (部署名) トクテイヒエイリカツドウホウジン ショウヒシャシミンネットトウホク 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
電話番号	022-727-9123
電子メールアドレス	shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp

<意見>

1、消費者契約法施行規則25条1項に第3号を追加する件について

(意見) 第3号は削除されるべきである。仮に第3号を設けるとしても、同条項に次の括弧書き部分を加えるとともに、「当該事業者からの労務の提供の総額」の文言は削除されるべきである。

「事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）から労務の提供を受けている場合には、当該事業者の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額」

(理由)

- ・適格消費者団体・特定適格消費者団体の業務が、特定の事業者の影響により適正な業務が妨げられないようにする措置として、既に現行消費者契約法に、理事構成の制限などの措置が講じられており、そもそも第3号を追加する必要性があるのかについて疑問が強い。
- ・仮に、主務省として特定の事業者に過度に依存しているか否かの実態を把握する必要があるとしても、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っていない事業者（非営利活動団体・NPO法人等）の支援を受ける場合は、そもそも差止請求等の対象となる可能性がないため、現状以上の実態把握の必要性が認められない。

そこで、本規則においても、ガイドライン改訂案の「適格消費者団体の事務所」についての記述と同様に、「（その者の活動内容などを考慮して客観的に差し止め請求の対象になることが考えられない者は除く。）」とする適用除外規定を設けるべきであり、かつ、後述3の「適格消費者団体の事務所」に関するガイドラインに対する意見と同様の解釈が明示されるべきである。

- ・弁護士・司法書士の適用除外の解釈が必要な理由は以下のとおりである。すなわち、役員や検討委員である弁護士の事務職員が適格消費者団体の事務処理を分担している例も少なくないと思われるが、弁護士や司法書士などの専門家も事業者であり、差し止め請求の対象となることもありうることから、上記適用除外規定の文言のみでは当然に適用対象外とはならない。しかし、弁護士や司法書士から無償で受けている労務提供（それが当然に除外されているとは読めない）や、弁護士事務所の事務職員の労務提供についても全て事業者名を記載する必要性（ましてや労務提供の総額を報告する必要性）があるのか疑問である。
- ・支援する事業者は、本来業務と兼務により適格消費者団体に無償で労務提供をするケースが多く、事業者の本来業務との割合が明確に区別できないことが通常であるため、「労務の提供の総額」を算定すること（弁護士事務所の事務職員の適格消費者団体に係わる労務の提供の総額の算定など）は困難であり、労務提供を行っている事業者や適格消費者団体の事務局に過大な事務負担となる。実態把握としては、どの事業者の職員が無償の労務提供を行っているのかを明示すれば足りるはずである。

2、ガイドライン改訂案の「体制及び業務規程」の総論部分について

(意見) 追加記述を削除するか、少なくとも次の括弧書き部分を追加すべきである。

「適格消費者団体は過度に特定の事業者(その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。)に依存することがないよう留意する必要がある。」

(理由) 本改訂案の、「過度に」特定の事業者依存することがないように、との文言については、「過度に」とはいかなる状況を意味するのか、「依存している」とはどのような状態を指すのかが明確ではない。このような抽象的な文言で、消費者庁に業務改善の広範な裁量権を付与するのは不当であり、このような文言を含む追加記述は削除されるべきである。

・括弧書き部分の追加については、消費者契約法施行規則 25 条 1 項に第 3 号改正への意見の理由と同様である (適用除外規定について、後述 3 記載のような解釈が明示されるべきである点も同様である)。

3、ガイドライン改訂案の「適格消費者団体の事務所」について

(意見) 「事務所の外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。」との記述の括弧書き部分の解釈として、消費者に対する商品・役務の供給事業を行っていない事業者（例えば、都道府県ごとの生活協同組合連合会等）が適用除外に当たることを明示すべきである。また、同様に、特定の事業者の顧問業務が 2 分の 1 に満たない弁護士・司法書士等の事務所は「客観的に差止請求の対象になることが考えられない者」の適用除外に当たることを解釈論として明示すべきである。

(理由)

- ・個々の生活協同組合（地域生協、大学生協、職場生協等）は、消費者に向けた商品・役務の供給事業を行っており、また生協の商品供給事業に関するブロックごとの事業連合も、消費者に向けた商品の表示を行う事業者となり得るのでに対し、都道府県ごとの生活協同組合連合会（生協連）は、商品供給事業とは別の生協運動面での交流・活動が中心であり、消費者との間で差止請求の対象となる活動を行っているわけではない。
- ・弁護士・司法書士は事業者であり、客観的に差止請求の対象となることが考えられないものとは言えないことから、適格消費者団体が弁護士事務所の一部を事務所として使用するような場合にもガイドライン違反とされる可能性があるものと思われる。しかし、検討委員会の専門委員である弁護士・司法書士は、消費者問題に取り組む専門家として活動しているのが実情であ

り、検討委員である弁護士・司法書士の事務所を概観・構造上峻別を要する事業者として一律に扱うことは実態に反する。そこで、特定の事業者の顧問業務が当該弁護士・司法書士業務の2分の1に至らない場合は、適用除外に含まれることを明示すべきである。

- ・今回のガイドライン改訂の趣旨が、差止請求業務に不当な影響を及ぼすおそれを防止するためであるとすれば、客観的に差止請求の対象となる可能性のない事業者については、業務の適正さを確保するため事務所の外観や構造の峻別を過度に強調する必要はない。各地で現実に設立し活動している大半の適格消費者団体の実態に照らし、この点を解釈として明示することが不可欠であり、そうでなければ全国の適格消費者団体の活動が崩壊する事態となるおそれがあることを十分に踏まえるべきである。

4、ガイドライン改訂案のうち複数代表制について

(意見) 「代表者や職員が、「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、その業務を適正に遂行できる組織であること」の改訂については、その施行時期を1年後とすべきである。

(理由)

- ・「差止請求等相手方と特別の利害関係を有する場合に該当するとしてその職務を行えない場合」という事態は、適格消費者団体制度施行後約10年間でほとんど発生しておらず、緊急を要する事項ではない。
- ・複数代表制とすることは、定款変更を要し総会開催が必要であるところ、総会は毎年6月開催の団体が多いため、すぐには対応できない。
- ・適格消費者団体を目指して定款を作成し体制整備もほぼ終わり、必要書類を揃えて近日中に認定申請を計画している団体が2～3団体あるところ、突然のガイドライン変更により現時点で定款変更決議からやり直すことは甚大な負担となる。
- ・したがって、施行時期を1年後とし、来年6月頃の総会で定款変更を行えば対応できるようにすべきである。

5、ガイドライン改訂案のうち行政処分を受けた事業者の役員の辞任について

(意見) 行政処分を受けた事業者の役員が適格消費者団体等の理事を辞任すべきことは、努力事項にとどめ、業務改善命令の対象とすべきではない。

(理由)

- ・消費者契約法13条5項6号は、適格消費者団体役員の欠格事由として、禁錮以上の刑に処せられた者または消費者契約法・消費者裁判手続特例法その他の法令に基づく命令に違反して罰金に処せられた者と定めており、単に行政処分を受けた者や兼務先の所属団体が行政処分を受けた場合の役員は欠格事由ではない。したがって、これを実質的な辞任事由として位置づけ改善命令の対象とすることは、解釈指針に過ぎないガイドラインが法律の規律の範囲を逸脱するものであり許されない。
- ・行政処分を受けた事業者の役員が適格消費者団体の理事等であり続けることが、適格消費者団体の業務の適正さに関する社会的信頼確保のため望ましくないとしても、あくまでも努力規定にとどめるべきである。